

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 26 年 9 月 16 日 (火)	1 上原しのぶ 【一問一答】	1 生駒市立病院について
	2 竹内ひろみ 【一問一答】	1 通学路等道路の整備と管理について
	3 下村 晴意 【一問一答】	1 生活困窮者自立支援法について
	4 吉波 伸治 【一問一答】	1 「安全なまちづくりのための具体的な事案」について
17 日 (水)	5 成田 智樹 【一問一答】	1 災害対策について 2 消費者教育の充実について
	6 白本 和久 【一問一答】	1 教育委員会制度の改正について 2 学校におけるエアコン設備の整備について 3 教育のICT化の推進について
	7 恵比須幹夫 【一問一答】	1 水銀規制への対応について 2 ピロリ菌検査および除菌治療について 3 有料自転車駐車場の利用料金について
	8 塩見 牧子 【一問一答】	1 生駒市北部スポーツタウン事業及び北大和グラウンド 低炭素まちづくり事業の諸問題と市行政の透明性を高める 制度について
	9 浜田 佳資 【一問一答】	1 家庭ごみ有料化の必要性和効果等について

平成26年 8 月 2 / 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

上原しのお印



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 8 月 2 / 日
午後 3 時 53 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問		
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)		
1	生駒市立病院について		
2			
3			
4			
5			

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市立病院について
質疑・質問の要旨	
総合病院が閉院して以後、市民の間に「公的な病院を作ってほしい」、という大きな運動が生まれ、この運動が生駒市立病院の建設に結び付きました。この流れの中で当然、市民は新しくできる生駒市立病院への期待を大きくしています。市内には、民間の医療機関は複数ありますが、公立の医療機関としては生駒市立病院が初めてであり、期待もそれだけに膨らんでいるのではないのでしょうか。 公立病院としては当然、市民の期待にこたえるためにもいつでも、何処でも、誰でも安心して良い医療を受けられる体制が求められます。このことは換言すれば、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求にこたえる医療を実践し、患者の立場に立った地域に無くてはならない医療機関として発展することが求められるということです。 2015年6月開院に向けて今、建設工事が順調に進んでいる状況ですが、いよいよ開院まで1年を切った今日、開院に向けての具体的な課題はどの程度クリアできているのか、また、生駒市立病院はどのような方針で運営されるのか、指定管理者の徳洲会とはどのような話し合いがされているのかも含めて病院の今後の方向性と具体的な問題について質問をいたします。 1. 生駒市立病院の医療方針について具体的にお答えください。 市立病院としては当然、予防から治療・リハビリ・在宅医療・介護までの総合的な医療提供が不可欠であり、無差別・平等の医療と福祉の実現を目指すべきだと考えますが、市はどのように考えますか。 2. 地域・職域の人々と共に、地域の医療機関はもちろんのこと、福祉施設などとの連携を強めることも不可欠だと考えますが、どのように地域連携を構築していかれるのでしょうか。	

3. 医療と福祉は一体的なものです。特に公的病院としての立場から憲法25条に基づいた生存権の保障の観点から「無料低額診療」の導入についてはどのように考えますか。

4. 療養病床の導入についてはどのように考えますか。

5. 個室の利用については、病気の症状によって利用できるようにするべきだと考えます。

具体的には、症状の重い人は個室に、軽い人は大部屋に（4人部屋等）入るということです。同時に個室の差額ベッド料金は徴収するべきではないと考えますが、市はどのように考えますか。

6. 医師、看護師など職員体制について、どの程度確保できているのでしょうか。当初、2010年の事業計画では、全職員数は196名という計画ですが、8月の広報でも職員の募集記事が掲載されていたように、医師、看護師など病院職員の確保が非常に厳しい状況だと聞いています。開院までに全ての職員体制は確保できるのでしょうか。職員確保の進捗状況はどのようになっていますか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年9月3日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成26年 9 月 3 日
 午後3時33分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	通学路等道路の整備と管理について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

質疑 ・ 質問事項

通学路等道路の整備と管理について

質疑・質問の要旨

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いでいた状況を踏まえ、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路の安全合同点検が実施されることとなりました。

これを受けて、本市でも、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検が実施され、必要な対策内容についても関係機関で協議し、危険箇所の解消が図られました。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制が構築され「生駒市通学路安全プログラム」が策定されました。今後は、同プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保が図られることになっています。

その推進体制は、教育関係（市教育委員会、市内小学校、PTA）、道路管理者（国、県、市）、交通安全管理者（生駒警察、市生活安全課）地域代表からなり、各小学校区毎に、点検、対策実施が行われることになっています。また、1年に1度、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会が参加して合同点検を行い、対策の改善・充実を図り、継続的に通学路の安全を図ることになっています。

平成24年度に行われた緊急合同点検は、11小学校区において実施され、県・市管轄区域合わせて、危険箇所102カ所、そのうち対策必要箇所86カ所が挙げられました。そして、本年6月30日現在で78カ所が対策済みとなり、8カ所の対策が予定されています。

さらに、1年後の平成25年度に行われた合同点検では17カ所の危険箇所が指摘され、内2カ所が対策済み、15カ所が対策予定となっています。

このように、25年度の点検分についてはまだ対策済みが少ないものの、全体として迅速に対策がとられていることは評価されるものです。

これまで狭い道路の端を通学する学童の横を車がすり抜けるように通る場面を数多く目にし、なんとかならないものかと思っていましたので、今回の取組によって、信号機の設置、路側帯のカラー舗装、歩道橋の柵の改善など、目に見えて安全性が高まっていることは大いに評価し

たいと思います。

これまで、住民の方からの要望を受けて、道路の整備を要望してきました。市の管轄の所は比較的早く実施されることが多い一方、県や警察の管轄になるとなかなか難しいことを経験しました。しかし、今後は、生活道路でもある通学路について、県や警察と合同で点検・整備が進められるということで、迅速な改善が図られるのではないかと大いに期待しているところです。この体制を有効に活用し、通学路の安全性を一層高めるために、以下の質問をします。

1. 対策が実施された所は、ホームページに写真入りで紹介されていますが、路側帯のカラー舗装などすぐに実行できる所が主です。対策必要箇所については、具体的な実施メニューを検討するとなっていますが、市はどのような方針のもとで検討されていますか？ 実施時期など計画はどうなっていますか？

2. 生駒市内は、狭い道路や歩道のないところが多く、危険がいっぱいです。今後、少しでも安全な道路に改善するために、一層の努力が求められます。

市は、前述した通学路の安全対策に対する社会的要求の高まりに加え、生活道路の速度基準の追加など、実効性のある歩行者の安全確保への取組を進めるため、「歩行者空間ガイドライン」を策定することとしています。

先般、ガイドラインの検討業務受託者が決定し、現在、検討作業が進められているとともに、庁内においても検討委員会が立ち上げられるとのことですが、迅速な対応が求められるなか、今後どのようなスケジュールでガイドラインを策定される予定でしょうか？

3. 本年6月末頃、中学校の通学路で道路脇の雑草が生い茂り、歩道の3分の2くらいまではみ出しており、中学生たちは車道の方に出て歩いているとの苦情がありました。この路線は車の通行量が多く、また上り坂でスピードを出しているので危険な状態でした。そこで、管理課に早く草刈りをするように要望しましたが、地域内で順番にしているので通学路といっても優先的にするのはむずかしいとのことで、結局実施されたのは夏休みに入ってからでした。

その時点で、通学路の情報は土木課にはありましたが、管理課にはなく、草刈りの計画には通学路であることは考慮されていませんでした。

通学路の情報は、管理課などの関係部署にも共有される必要があると思いますが、いかがでしょうか？

4. 道路脇の樹木、竹林などの管理について

歩道を覆い隠すほど茂った樹木や竹林は、落ち葉が積もりミミズが

生息するなど、歩行が妨げられ、歩行者は車道の方に出て歩くことにもなります。また、民家が近くにはない所では犯罪も起きやすくなります。しかし、民地の場合は、市が勝手に手を入れることもできず難しい面があるとききますが、通学路でクレーム受けた場合には対応しますか？

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 26 年 9 月 4 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

下村 晴意印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 9 月 4 日
午前 11 時 00 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生活困窮者自立支援法について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生活困窮者自立支援法について
質疑・質問の要旨	
生活困窮者の増大によって、この国の基盤が揺らいでいます。戦後日本の繁栄は、何よりも勤労世代の大多数が就労でき、家族の生活を豊かにすることを夢見て働き続けることでもたらされました。また、意欲を持って働くものがその手ごたえを感じ、生活を向上させる条件があったからこそ、この国は高い勤労モラルを実現し、高度な産業国家として世界経済を牽引することができました。 日本がより成熟した経済社会に舵を切るにあって、国民大多数が参加し力を発揮できる国と社会の形を継承していくことは、ますます重要になっています。ところが、1990年代の半ばから、安定した雇用が減少し世帯構造も変化して、現役世帯も含めて生活困窮者の増大が顕著になっています。 この傾向はリーマンショック後に加速し、年収200万以下の勤労者は3割近くにのぼり、世帯主でも1割を超えています。また、17歳以下の子供がいるひとり親世帯等の世帯員の貧困率は50%を超え、このようななかで、生活保護の受給者が増大し、平成23年7月には制度創設当初の水準を超えて過去最高を記録しました。生活保護受給者は、これまでの高齢者など就労が困難な人々が中心でしたが、稼働年齢世代にある人々を含めて生活保護を受給するようになっていきます。 生活が困窮し立ちすくむ人々が増大するなかで、この国の活力が失われつつあります。失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人が増えています。生活基盤の劣化などの要因が重なって、自信を喪失し、将来への展望を失い、生活困窮に陥ることも稀ではなく、懸命に働いても貧困から脱却できず、生活保護の受給しか生計を維持する手段がないとすれば、働き続ける意欲は減退していきます。また、自己有用感をもてず、将来の展望を完全に失った人々が増えると、現役世代を中心に能力、知識、技能の形成が進まなくなり、勤勉な労働力というこの国の最大の資源が失われます。 生活困窮は、いかなる意味でもそこに責任のない子どもたちの未来にも影を落とすことになります。生活保護を受給している世帯の25%が生活保護を受給する世帯で育ったというデータからもうかがえるように、いわゆる貧困の連鎖も現れています。こうした現状が放置されれば、この国の将来を担	

う世代の力が大きく減じていきます。

こうした状況から、生活困窮に直面している特に稼働年齢層に対して、自立を支援する取組が必要との認識が広がり、平成24年8月「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、翌年1月に報告書が取りまとめられました。また、社会保障制度改革推進法(平成24年8月)においても、生活困窮者対策と生活保護の見直しに総合的に取り組むべきことが規定されました。

こうした提言等を踏まえ、平成25年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から各自治体において実施されることになりました。

本制度は近年の社会経済構想の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援(第2のセーフティネット)を抜本的に強化するもので、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、居住、就労、家計、学習支援等の相談や支援を一体化に提供するものです。

具体的には、自治体に総合的な窓口を設置し、生活困窮者ごとの支援計画を策定することを義務付け「貧困の連鎖」を防ぐために貧困家庭の子どもへの学習支援なども行えるなど、きめ細かく対応できる多様な支援メニューの準備が重要になります。以上のことを踏まえ本市の現状、今後の取組、課題について質問致します。

- 1、生活困窮者支援制度実施に当たり総合的な窓口、人員等、本市の取組状況をお聞かせください。
- 2、この制度は、生活困窮者に対し生活保護受給に至る前の段階で早期に発見し支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できることにより、困窮状態から早期脱却を図るとしてはいますが本市としてどのような取組を考えておられるのかお聞かせください。
- 3、本制度を実施するに当たっては、本市が実施主体として、地域の実状を踏まえた必要な支援を主体的に体系化し、計画的に実施していくことが必要と考えます。例えば各種団体等の連携・協同はどのように考えておられるのかお聞かせください。
- 4、支援法において「自立相談支援事業」「住居確保給付金」については、必須事業とし、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「学習支援事業」については、任意事業としています。本市として、今後の取組についてお聞かせください。

- 5、 生活困窮者自立支援法は、各課協力のもと事業を進めることが重要ですが、考えをお聞かせください。

平成26年9月4日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

吉波伸治



発言通告書

次のとおり通告します。

平成26年9月4日
午後3時15分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	「安全なまちづくりのための具体的な事案」について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「安全なまちづくりのための具体的な事案」について
質疑・質問の要旨	
今回は安全なまちづくりのための具体的な事案3つについて質問いたします。	
記	
(1) 土砂災害について	
①この夏の広島市の土砂災害により大きな被害が出た地域は、土砂災害法に基づく「土砂災害警戒区域」の指定外で、危険の周知や避難体制の整備が遅れていたといわれています。広島県内では指定作業が遅れており指定外地域が多いと指摘されています。奈良県内の指定率は86.6%で全国平均を上回っているとのことですが、生駒市の指定は完了していますか。	
②広島市と同様に山を切り開いた宅地の多い生駒市では373カ所もの警戒区域があります。広島市の土砂災害以降、防災マップがほしいとの問い合わせが市に寄せられています。ということは、自分の住んでいる地域が警戒区域であるということを知らない市民も多いと思われます。どの程度周知されているか把握されていますか。	
③広島市の土砂災害が教えた教訓は多い。例えば「『土の臭い』『石がぶつかり合う音がする』という土石流の前兆を感じ取って上階へ逃げて助かった人がいた」というのがあります。一方、生駒市が発行している「総合防災マップ」の土砂災害のページ(P.35)を見ると、土石流の前兆として「川が濁ったり・・・」「・・・川の水位が・・・」と書かれていますが、夜間や土石流発生時に人が近づく危険な川が示す前兆など役にたちません。また、「・・・冷静に行動できるよう・・・」と書いてあるだけで、土石流の襲来に備えてどういう行動をとるべきかが書いてありません。広島市の土砂災害が教えた教訓を踏まえて「総合防災マップ」は書き直すべきだと考えますが、いかがですか。	
(2) 「白ガス管」について	
白ガス管とは、高度経済成長期に普及し、現在は老朽化で腐食が進み、この10年間の全国のガス管腐食による108件の爆発や中毒事故の7割強の事故を引き起こしたガス管のことです。鋼(はがね)に亜鉛メッキが施され白っぽく見えるのでこの名前がついています。国は腐食に強い「ポリエチレン管」などへの交換を促進していますが、2012年末で、全国で学校・病院など重要施設だけでも11万カ所が未交換です。交換する主体は、管を所有する施設側ですが、生駒市が所有する施設ではどのような状況になっていますか。	
(3) 避難所における自家発電体制について	
①地区防災拠点(8中学校)では、最大何時間稼働できる自家発電が設置されていますか。	
②「市庁舎・地域防災拠点・地区防災拠点」以外の避難所(26カ所)では、最大何時間稼働できる自家発電が設置されていますか。	
③「市庁舎・地域防災拠点」以外の避難所の自家発電体制は現状で十分ですか。	
④現在、全国のいくつかの自治体では、避難所に太陽光パネル(10キロワット程度)と蓄電池を設置し、停電期間中でも最低限の明かりがとぎれない自家発電体制を整備しています。生駒市でも、固定価格買取制度等を活用して同様の施策を推進すべきと考えますがいかがですか。	

平成26年9月4日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 9 月 4 日
午後 4 時 24 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式) ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	災害対策について
2	消費者教育の充実について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	災害対策について
質疑・質問の要旨	
8月20日未明、局地的に降った猛烈な雨により発生した広島市北部の土砂災害は、死者72名（9月4日現在）という、過去30年間で最悪の被害をもたらす大惨事となりました。被災地の1日1刻も早い復旧、復興を祈念するとともに、被害発生原因の究明及び対策が適切に検討、実行され、今後の防災・減災対策に活かされることを心から望むものです。 本市においては、広島市の災害発生約10日前の8月9日に台風11号の接近により、初めて災害対策本部が設置され、その対応に当たったところでもあり、現在、生駒市地域防災計画の改定に取り組まれているとのことで、今回の教訓、経験が今後の市民の安全確保のために十二分に活かされることを期待し、本市の災害対策について質問いたします。	
（8月9日の災害対策本部設置前後の状況について） 1 災害対策本部設置に関し、職員の参集、被害状況の確認、予測及び対策会議の開催等、円滑に本部運営の遂行がなされたのか、課題等は抽出されたのか。 2 災害対策本部からの市民への情報発信・伝達方法として、どのようなツール、チャネルを使用したのか。また、使用する計画であったのか。 3 今回、指定避難所である「生駒中学校」、「福祉センター」を避難所として使用しないことを決定した理由は何か。今後、避難所として使用できるのか。 4 自主的な避難を希望する市民に対し、今後も随時対応する体制は図られるのか。 5 この機会を捉え市民に対し、防災・減災意識啓発のための取組を実施すべきと思料するが、市の所見は。 （土砂災害警戒区域について） 6 『生駒市総合防災マップ』に「土砂災害警戒区域」は漏れなく示されているのか。他に危険個所として市が認識している地域はないのか。 また、同警戒区域その他の地質調査は実施されているのか。 （生駒市地域防災計画の改定について） 7 生駒市地域防災計画の改定について、計画通り進捗しているのか。現時点で大幅に見直すことが既定の事項はあるのか。また、今回の土砂災害及び各地で頻発している浸水被害等は、今回の改定作業に影響するのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	消費者教育の充実について
質疑・質問の要旨	
近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者の生活環境が多様化、複雑化しているなかで、子どもや若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。	
本年6月に政府が閣議決定した「消費者白書」によると、2013年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5千件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で12年度を上回る結果となっています。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3千件多い26万7千件と人口の伸びを大幅に上回るペースで増えているのが大きな要因と分析しています。	
そのほか、未成年に関する相談件数が、2010年度以降、毎年度約2倍ペースで増加していることも問題となっています。最近では「子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していた」といった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼び掛けている現状です。	
こうした課題に対応するため、茨城県水戸市では、増え続ける消費者被害を防止し消費生活の安定と向上を目的とする「水戸市消費生活条例」を本年4月に制定しました。具体的には、2012年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」で市町村の「努力義務」とされている「消費者教育推進計画」の策定を「義務」とするなど、自立した市民の育成を図る内容となっており、注目を集めています。	
本市における消費者教育に関する取組について質問します。	
1 「消費者教育の推進に関する法律」において義務付けられている、学校・地域における消費者教育の実施方針及び取組状況は。 2 「消費者教育推進計画」は策定されているか。 3 一昨年、県において「振り込め詐欺多発警報」が発令されたことをうけ、市の対応を確認したが、平成25年11月より本市独自の「振り込め詐欺多発警報」が発令され、現在（9月4日時点）もなお発令中という事態となっている。 現行の被害防止策等、取組状況は。 4 消費者教育の充実が、振り込め詐欺等、特殊詐欺防止に寄与するものと思料するが、市の所見は。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年9月8日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

白本和久 印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成26年9月8日
午前10時15分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	教育委員会制度の改正について
2	学校におけるエアコン設備の整備について
3	教育のICT化の推進について
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	教育委員会制度の改正について
質疑・質問の要旨	
地方教育行政を担う機関としての教育委員会制度は、戦前の中央集権な教育行政を反省して、教育の地方分権を進めるために昭和23年に創設され、以来、主な制度改正が5度行われてきました。今回、大津市で2011年に起きたいじめ自殺問題で指摘された教育委員会の対応の遅れや隠蔽体質、責任の曖昧さを改善するため見直しが行われ、首長権限を強化する改正地方教育行政法が本年6月13日に成立し、来年4月から施行されます。なお、改正法は移行措置として、現在の教育長の任期（4年）が切れるまで旧体制で運用することを認めています。 改正点は、大きくは4点あり、1点目が、現行では、教育委員長は教育委員の中から互選され、教育長は教育委員会が任命するとなっているのを、改正法は2つの役職を一本化した任期3年の「教育長」を新設し、首長が議会の同意を得て直接任免できるようになったことです。2点目は、教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集など、教育委員のチェック機能の強化を行うとともに、会議の透明化のため原則として会議の議事録の作成とこれの公表に努めるとすることなどです。3点目は、首長と教育委員で構成する総合教育会議を設置して、教育行政の重点施策や教育条件の整備、いじめなどの緊急を要する事項などの対応について協議することです。4点目は、首長は教育総合会議での議論を踏まえ、首長が教育の目標や施策の根本的な方針となる「大綱」を定めて公表することです。以上の改正内容は、教育委員会に教育行政の最終権限がある現行の枠は変わらず、教科書採択や教員人事などの決定権限は教育委員会に残りますが、総合教育会議と直接任命する教育長を通じて首長の教育への関与を大幅に強めるものです。ただし、総合教育会議において、首長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないとしています。以上の改正内容を踏まえ、市長は今後、市の教育行政をどのように行っていこうと考えておられますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	学校におけるエアコン設備の整備について
質疑・質問の要旨	
今年の夏は不順な天候が続きやや涼しい夏でしたが、地球温暖化の中、近年の猛暑は、異常なほど気温が上昇しており、学校では教室内の温度調整に苦勞しているところであります。特に小学校高学年の子供の暑熱環境における発汗能力は男子大学生の半分程度であり、小学校低学年の子供の体温調整は更に未発達であるがゆえに、暑熱環境下では成人より子供の方が熱疲弊しやすく、健康被害を防ぐためにも熱環境を安全な範囲に保つ必要があります。児童生徒及び職員の健康を保護することと、より良い教育環境をつくり、快適な環境で教育が受けられるようエアコン設備の整備が必要と思います。 このような状況の中、全国では、公立小中学校の教室のエアコン設備の設置率が増加しています。文部科学省がおおむね3年に一度実施している「公立学校の空調設置状況調査」の結果が今年5月に公表されました。本年4月1日現在で、全国の公立学校の普通教室と特別教室を合わせたエアコン設置率は、小中学校が29.9%〔前回調査（平成22年10月時点）18.9%〕、幼稚園が41.3%（同24.9%）、高校が43.4%（同36.7%）、特別支援学校が67.5%（同59.1%）となっており、いずれも3年半前の前回調査時より設置率が上昇しています。 このうち最も教室数の多い小中学校を見ると、普通教室での設置が急増しているのが特徴です。これまでエアコンの設置は、コンピューター室などの特別教室で優先的に行われきましたが、今回の調査では普通教室32.8%、特別教室27.3%となり、普通教室と特別教室のエアコン設置率が初めて逆転しました。夏休み前後の7月、9月、10月初旬でも地域によっては暑い日が続くことなどが、エアコン設置を促したようです。 近畿地方の公立小中学校のエアコン設置率は、滋賀県が50.5%、京都府57.0%、大阪府41.3%、兵庫県38.3%、和歌山県24.1%、奈良県は16.3%と、奈良県は設置率が一番低いという状況であります。生駒市の小中学校の設置状況はどのようになっていますか。また、普通教室と特別教室とでの設置状況はどのようになっていますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
3	教育のＩＣＴ化の推進について
質疑・質問の要旨	
国は、教育のＩＣＴ（情報通信技術）化を推進し、２０２０年までに小中学校の生徒１人に１台の情報端末を整備する目標を掲げています。 一方、１００年以上続いてきた「紙の教科書」を替えることに対して拒絶反応や法改正の問題も残っています。しかし、既に、前倒しに整備する自治体が出てきており、教育のＩＣＴ化は進んでいくと予想されています。 教育現場ではタブレットが入ってくることで、授業が様変わりすると思います。 たとえば、手を上げた生徒だけに回答させる従来のスタイルではなく、教員側の電子黒板と連動した生徒のタブレットから、回答や意見を促したり、授業に関連する映像や写真を生徒へ配信したり、双方向性が強化されることが最大の特徴です。教室内にいる全生徒の理解度を見ながら授業を進めることが容易になり、また、テスト採点など教員側の業務軽減にも役立つと考えられています。生徒は授業以外でもタブレットを通じて分からない問題に何度も挑戦する「反復学習」が可能となり、知識を定着させることに効果を発揮すると期待されています。 タブレットの導入に際しては、教員が自らのＩＴ知識を向上しなければならない課題もありますが、実証実験を行った学校では授業力を強化することに成功していると聞いています。これも操作が容易なタブレットならではの利点と言えます。また、電子機器特有の故障や破損といった問題も「実証実験を行った佐賀県武雄市では、高価な機器だと子どもが理解しているためか、２年間で１台も壊れていない」とのことです。幼少時から電子端末に親しんだ世代にとって、大人が危惧する以前に自然と慣れるようです。同様にモニターテレビやプロジェクター等も子供たちに理解を高める情報機材と言われています。 そこで、現在の市内の小中学校におけるパソコンとタブレットの設置状況はどのようになっていますか。また、今後、どのような計画をもって、小中学校におけるＩＣＴ化を推進する考えですか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 26 年 9 月 8 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成 26 年 9 月 8 日
 午後 1 時 54 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	水銀規制への対応について
2	ピロリ菌検査および除菌治療について
3	有料自転車駐車場の利用料金について
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	水銀規制への対応について
質疑・質問の要旨	
2009年、国連環境計画(UNEP)の管理理事会において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書(条約)を制定するための交渉を開始することが決定されました。これを受け2010年から本格的な水銀条約交渉が開始されました。 2013年1月、約140カ国・地域の政府代表や国際機関、NGOなど約800人が参加のもと、第5回政府間交渉委員会が開かれ、条約の条文案の合意へと至りました。次いで2013年10月、熊本県で行われた外交会議で「水銀に関する水俣条約」の採択、署名(EU含む92カ国)が行われました。 環境省は条約の採択を踏まえ、中央環境審議会の循環型社会部会、環境保健部会、大気・騒音振動部会にそれぞれ専門委員会を設置。年度内に報告書を取りまとめられる予定となっています。 「水銀に関する水俣条約」は今後「50番目の国が批准した90日後に発効」とされており、UNEPは2～3年での発効を目指している、との報道もあります。 そのような中、今後生駒市においても少なからず対応を迫られる状況が生じることは、容易に想定されるところです。これを踏まえ、以下の点についてお聞きします。 (1) 生駒市の施設(生駒市役所、社会教育・文化施設、体育施設、公園など)の照明、道路灯で使用されている高圧水銀灯の数と全体に占める割合について把握されていますか。また2020年の高圧水銀灯の製造禁止という事態に対して、どのような対応を想定されますか。その方向性についてお聞かせ下さい。 (2) 水銀輸出の規制が始まると、水銀含有廃棄物からの水銀の回収・利用が実質的に困難な状況へ陥ることが想定されます。現在、生駒市で回収されている水銀含有廃棄物の量はいくらかと把握されていますか。水銀規制後の処理・処分先についてどのようにお考えか、お聞かせ下さい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	ピロリ菌検査および除菌治療について
質疑・質問の要旨 厚生労働省のデータによると、平成19年のわが国の年間死亡者数は110万8334人で、このうち、33万6468人の方が、がんにより亡くなっておられます。もはや「日本人2人に1人が罹り、3人に1人が亡くなる」という時代が到来しております。 国立がん研究センターのがん対策情報センターのデータによると、中でも胃がんは、2008年度で12万人以上が罹患、約5万人が亡くなられています。 近年の研究により、胃がんの発症は、ヘリコバクターピロリ菌（以下、ピロリ菌）が原因であることが明らかになっています。 2000年、胃潰瘍・十二指腸潰瘍に対するピロリ菌の除菌の保険適用が開始されました。これにより、胃潰瘍・十二指腸潰瘍の発生数は大幅に下がり、2011年時点で6分の1となり、医療費ベースでも45%の削減につながっています。次いで2013年2月、さらに慢性胃炎の段階のピロリ菌除菌にまで保険適用が拡大されました。今後、胃がんの罹患・死亡者数は大幅に減少すると期待されています。胃がんには年間3000億円もの診療費がかかっていると言われており、ピロリ菌の感染率が特に高いとされる団塊の世代（1947～1949年生まれ、約806万人）の、胃がん罹患の増加が懸念されています。 対策としては、がん検診による早期発見・早期治療を推進するとともに、ピロリ菌の除菌による予防も図らねばなりません。 （1）胃がん検診の結果、慢性胃炎が判明した場合の内視鏡検査・ピロリ菌検査の勧奨について、考えをお聞かせ下さい。 （2）胃がんの発生メカニズム、ピロリ菌除菌の重要性に関する情報の発信をさらに徹底していく必要について、考えをお聞かせ下さい。 （3）早期発見・早期治療が困難で若い世代に多く発症する「スキルス胃がん」の予防にも、ピロリ菌除菌は有効とされています。将来を担う世代の命を守るという観点から、中学生を対象としたピロリ菌検査・除菌治療の実施が望ましいと考えられますが、考えをお聞かせ下さい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
3	有料自転車駐車場の利用料金について
質疑・質問の要旨	
(1) 有料自転車駐車場について現状、市外の方の利用が増加する傾向にあります。定期利用における市内、市外の割合（自転車、原付）は、どのような状況でしょうか。利用割合に対し、市はどのように分析・評価しておられるのか、考えをお聞かせ下さい。 (2) 一時預りの市内、市外の方の利用割合は、平日の場合平均的にどのような状況でしょうか。利用割合に対し、市はどのように分析・評価しておられるのか、考えをお聞かせ下さい。 (3) 利用料金について、市内および市外でそれぞれ設定する自治体も見受けられます。本市においても同様の料金体系を導入してはいかがでしょうか。考えをお聞かせ下さい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年 9月 8日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 9月 8日
午後2時42分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市北部スポーツタウン事業及び北大和グラウンド低炭素まちづくり事業の諸問題と市行政の透明性を高める制度について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市北部スポーツタウン事業及び北大和グラウンド低炭素まちづくり事業の諸問題と市行政の透明性を高める制度について
質疑・質問の要旨	
「生駒市北部スポーツタウン事業」及び「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業」における諸問題及びそれに関連する以下の課題について市の見解を問う。 1. 生駒市北部スポーツタウン事業について ① 元サンヨースポーツセンターについては、当初は太陽光パネル基地としての活用を考えていたと聞くが、その構想はいつ、どのような経緯でもち上がり、どのような理由で、また、いつ消滅したのか。 ② 事業実施を決定し、同スポーツセンターも購入してからも、地元自治会や農家区長会から高山ため池へのし尿処理水放流計画に対する反対意見や住環境悪化を懸念する意見、運営に際して配慮を求める要望が出されている。 市は、平成25年2月以降、地元自治会及び住民、農家区長会に対してどのように対応してきたのか、説明を求める。 ③ 今年3月26日に売買契約が締結され、同施設を購入後、用地測量が行われているが、その目的はなにか。 2. 北大和グラウンド低炭素まちづくり事業について ① 北大和グラウンド低炭素まちづくり事業計画募集要項（平成26年5月）は、どのような組織の中で、どのような過程を経て作成されたのか。 ② 同事業計画募集にあたり、同グラウンドの資産価値の妥当性を証明する方法として、不動産鑑定に拠らず、土地価格調査で済ませていることについて、公明性を図るうえで適当であったか。 ③ 同事業計画の審査委員会において、委嘱する者と委員が同じであることについて、市民理解を得られると考えるか。 3. 以下の点における透明度の高い行政運営のため、本市ではどのような制度を構築しているかを問う。また、課題があれば、あわせてお答えいただきたい。 ① 公有財産の売買について ② 事業構想から計画、実施に至るまでの過程	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年 9月 8日

生駒市議会議長

中谷 尚敬様

生駒市議会議員

渡田佳資印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 9月 8日
午後 2 時 50 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式) ・ 一問一答方式 ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	家庭にみ有未半化の必要性と効果等について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

1. 家庭ごみ有料化の必要性和効果等について

来年4月から家庭ごみ有料化の実施が決定され、現在、担当課においては自治会等での説明会を行っています。その中で、さまざまな質問や意見などが出されています。また、6月29日にはタウンミーティングを実施し、そこでもさまざまな質問や意見などが出されました。

6月議会以降の取組みの中では、ごみ減量の必要性和有料化の必要性を混同している資料や効果についても一般論との混同があるなど、あいまい、不明確な点があることを踏まえ、これから更に実施されるであろう自治会等への説明会がより有意義なものとなるとともに、市民間の議論が活発になることを期待し、正確な理解、認識を深めるため、次の質問を行います。

1. この間の説明会等での質問や意見などはどのようなものが出されていますか。
2. 有料化の必要性についてどのように説明し、反応がありましたか。特に次の点についてはどうですか。
 - ①家庭ごみ排出量の推移について、タウンミーティングでも質問が出されましたが、1人あたりではピーク時の平成12年度より約25%減っていることの評価と分析はどのように行い、どう報告していますか。
 - ②可燃ごみの中で4割以上を占める生ごみ対策についてはどうですか。また、生ごみ対策についてどのような検討を行いましたか。市の環境モデル都市提案書との関係でも重要だと考えますが、どうですか。
 - ③大阪湾フェニックス計画との関係ではどうですか。
 - ④環境意識醸成のきっかけの1つとなる旨のことが言われていますが、これが有料化しなければならない根拠になぜなるのですか。
3. 市の有料化の効果については、どのように説明し、反応がありましたか。特に、次の点についてはどうですか。
 - ①市の制度による効果についてはどうですか。
 - ②ごみの資源化等の他のごみ減量施策との比較についてはどうですか。
 - ③リバウンドについてはどうですか。
4. 市民の理解が不十分だと混乱するのは現場ですが、今後の取組みについては、どのように行いますか。